

遺言書による相続手続き必要書類一覧(遺贈の場合を除く)

- (1) **被相続人の除籍・戸籍謄本** **1通**
被相続人の死亡の記載があるもの
- (2) **被相続人の住民票の除票** **1通**
被相続人の死亡時、住民票登録をしていた市(区)役所・町村役場より、取得して下さい。
- (3) **遺言書(原本)**
- (4) **遺言書により相続人となった方全員の**
戸籍抄本 各1通
住民票抄本 各1通
上記の戸籍抄本は、遺言書により指定相続人となった方と被相続人との親族関係がわかる戸籍抄本をすべて取得して下さい。なお、上記、とも相続登記を受けない相続人の分は不要です。
- (5) **固定資産評価証明書** **各1通**
遺言書に相続する不動産を明記していない場合、被相続人の所有する不動産所在地の市(区)役所・町村役場の固定資産税課より、被相続人の「資産全部」を証明してもらって下さい。
- (6) **相続登記の委任状**
及川事務所より交付された委任状の用紙へ、相続により所有者として登記する相続人全員のご署名、ご押印されたもの。
- (7) **本人確認資料の写し**
不動産の所有者として登記する相続人全員分の運転免許証、パスポート等本人確認資料の写しをご交付願います。(司法書士が登記の依頼を受ける時に、依頼者が本人であることを確認することが義務づけられているため。)
- (8) **被相続人の権利証**
相続登記には使用しませんが、遺言書に相続する不動産を明記していない場合のみ、相続する不動産をきれいに登記するためにご提示願います。

< ご注意 >

上記の必要書類は、遺言書に記載のある法定相続人に、不動産を相続する場合のものであります。遺言書に、被相続人の法定相続人以外の人に遺贈する記載がある場合とは異なります。

被相続人の法定相続人以外の人に、遺贈する旨の記載がある遺言書で登記する場合の必要書類は、及川事務所へお問い合わせ下さい。

上記記載の中で「被相続人」とは、死亡により今回の相続対象となった不動産等財産の所有者のことをいいます。